

新潟市

食育

マスター制度

食育の
スペシャリストを
派遣します



新潟市 食育・花育センター

食育マスターとは

郷土料理の歴史や作り方、農作物の育て方、食と健康づくりの関わりなど、「食」に関する専門的な知識や技術、経験を持ち、学校や地域での「食育」に関する活動の際に、講師や指導者となりうる方たちをいいます。



目次

- 食育マスター制度の概要 …………… 1
- 食育マスター制度の仕組み …………… 2
- 新潟市食育マスター派遣要綱 …………… 3
- 新潟市食育マスター派遣申請書(別記様式第1号) … 5
- 活動報告書(別記様式第5号) …………… 6
- 食育マスターをご紹介ください …………… 7
- 食育マスター制度の利用が拡大しています ……… 8

掲載した情報は平成29年4月1日現在のものです。
内容について変更される場合もありますのでご了承ください。

食育マスター制度の概要

食育マスター制度とは

食育に関する優れた知識、技術、技能及び経験を有する人材を「新潟市食育マスター」（以下「食育マスター」という。）として登録し、学校、職場、市民団体等（以下「団体等」という。）の要請に応じて、団体等が実施する食育活動における講師、指導者等として派遣することにより、市民運動としての食育の推進と食育推進にかかる人材の育成を図る制度です。

食育マスターの派遣対象

○対象となる活動の内容

食育に関するイベント、講演会、学習会など

○対象となる活動の主催者

新潟市内の学校・幼稚園・保育園、自治会、PTA、その他各種団体

○対象となる活動の規模

参加者が概ね10名以上のもの

食育マスターの利用方法

○食育マスターとの事前協議

「新潟市食育マスター登録名簿」を参照し、希望する食育マスターに直接電話等で依頼し、日時、内容、準備する材料、経費等について事前によく打ち合わせをしてください。

○食育マスターの派遣申請

事前協議後、確定した内容を基に「新潟市食育マスター派遣申請書（別記様式第1号）」に必要事項を記載し、新潟市食育・花育センターへ提出してください。

○食育マスターの派遣決定

新潟市食育・花育センターは、申請内容の審査を行い、その可否を「新潟市食育マスター派遣決定通知書（別記様式第2号）」（不承認の場合は「新潟市食育マスター派遣不承認通知書（別記様式第3号）」）により申請者に通知します。

また、派遣が決定した食育マスターには、「新潟市食育マスター業務依頼書（別記様式第4号）」により通知を行います。

○活動報告書の提出

活動の結果について、「活動報告書（別記様式第5号）」により報告してください。

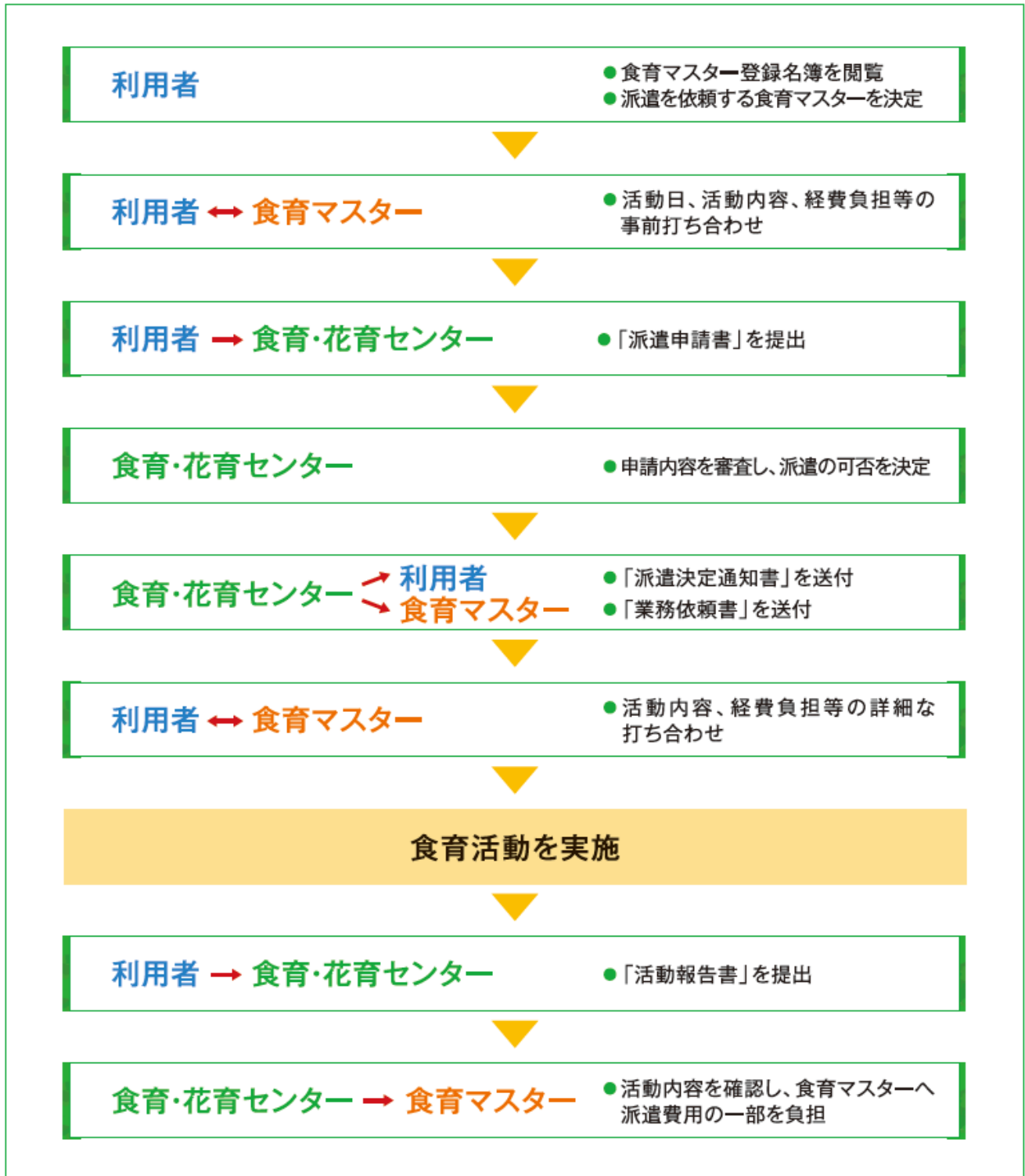
その際には、活動の様子がわかる写真を4枚以上添付してください。

食育マスター派遣にかかる費用について

- 食育マスターへの謝金の一部（7,600円／1人／1回）について、予算の範囲内で市が負担（補助）します。
- ただし、市が経費を負担する対象事業は、1利用団体につき1回あたり3人まで、1年度内で2回までとします。
- その他、活動に要する費用（市の負担額を超える謝金、資材等の準備にかかる費用等）については、利用者と食育マスターとの相談により決定してください。



食育マスター制度の仕組み



新潟市食育マスターについてのホームページ

URL http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/ffcenter/jigy/shokuikumaster.html

※登録名簿や各申請書等は、新潟市食育・花育センターにも設置しています。

新潟市食育マスター派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校、職場、市民団体等(以下「団体等」という。)の要請に応じて、団体等が実施する食育活動に対して、新潟市食育マスター(以下「食育マスター」という。)を講師、インストラクター、指導者等として派遣するに当たり必要な事項を定めるものである。

(対象)

第2条 派遣の対象は、次の各号のいずれかに該当する活動で、市長が適当と認めるものとする。ただし、営利を目的としたものを除く。

- (1)食育に関するイベント
- (2)食育に関する講演会・講習会
- (3)食育に関する学習会・研修会
- (4)その他の食育に関する活動

2 派遣の対象となる食育活動の主催者は、新潟市内の団体等で、市長が適当と認める者とする。

3 派遣の対象となる食育活動の規模は、参加者が概ね10名以上のものとする。

(食育マスターの派遣等)

第3条 食育マスターの派遣を受けようとする団体等は、食育マスター派遣申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による食育マスター派遣申請書を受理したときは、その内容を審査し、派遣すると決定したときは派遣決定通知書(別記様式第2号)により、派遣しないと決定したときは派遣不承認通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、派遣の決定をしたときは、該当する食育マスターに、業務依頼書(別記様式第4号)により依頼するものとする。

(活動報告等)

第4条 前条第2項で派遣の決定を受けた団体等は活動終了後、速やかに活動報告書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(その他)

第5条 食育マスターの派遣を受けようとする団体等は、次の各号について適切に対応し、効果的な活動の実施に努めるものとする。

- (1)活動を実施、運営する体制の整備
- (2)活動の目的に見合ったカリキュラムの設定
- (3)直面している課題に応じた指導回数や講師等の人数の決定
- (4)講師の意見交換や運営工夫
- (5)活動の成果や他の関連事業への波及効果等を意識した運営
- (6)事故防止等、活動実施に当たっての安全管理

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式第5号

平成 年 月 日

(あて先) 新潟市長 篠田 昭

団体名

代表者名

印

活動報告書

食育マスター派遣制度実施要綱第4条に基づき活動報告書を提出します。

記

1 活動日時

2 開催場所

3 活動内容

4 参加人数

地域の食育のスペシャリストを 新潟市食育マスターにご紹介ください!



既に、地域で食育のスペシャリストとして、講習会・指導会等で活躍されている方で、“この人であれば”という方がいらっしゃいましたら、新潟市食育・花育センターまでご連絡ください。

例えば、

- 学校や保育園での食育活動で活躍されている方
- 区役所や公民館の主催する講座で、料理を教えている方
- 食に関連するイベント等で活躍されている方 など



郷土料理の作り方を教えることができる方



食品の加工に詳しい方



子どもに指導できる方

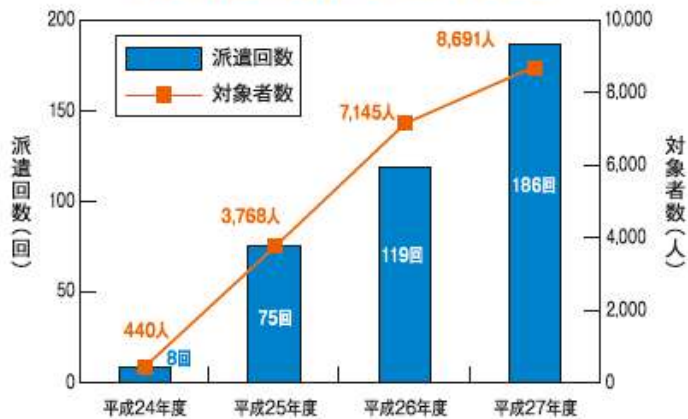


魚に詳しい方

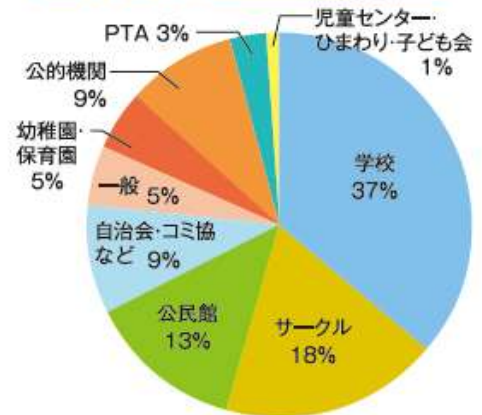
食育マスター制度の利用が拡大しています

平成24年度にスタートした新潟市食育マスター制度は、年々利用が拡大しています。
 利用団体は学校や自治会、地域のサークルなどさまざまです。
 食育関連の事業をご企画の際は、食育マスター制度をご活用ください。

利用件数・対象者数の推移



利用団体 ※平成27年度実績



利用内容

※平成27年度実績

食生活や栄養に関するアドバイス 5%

食に関する講演・講話 9%

郷土料理の指導 11%

調理指導 66%

その他 9%

その他の内訳

- ・エコクッキングの指導
- ・防災食に関する指導
- ・包丁の使い方の指導
- ・生命の大切さに関する講話

こんな企画にも使えるのかな？

申請の仕方がわからない…

食育マスター選びに迷っている…

迷ったら食育・花育センターまでお気軽にお問い合わせください！

食育・花育センター 食育係
 TEL: **025-282-4181**



新潟市食育・花育推進キャラクター
 まいかちゃん